



大阪+知的障害+地域+おもろい=創造

知の知の知の知

社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会 社会政策研究所情報誌通算 2657号 2015.10.1 発行

いたみこどもいちば：小学生、障害者施設で作った雑貨売る /兵庫



毎日新聞 2015年10月01日

小学生が生花のブーケや雑貨品の販売に挑戦した「いたみこどもいちば2015」=伊丹市藤ノ木1のイオンモール伊丹で、釣田祐喜撮影

障害者支援施設で手作りした雑貨などを、作った小学生が体験販売する「いたみこどもいちば2015」が9月27日、イオンモール伊丹（伊丹市藤ノ木1）であった。伊丹市内の小学生20人が挑戦し、会場で「いらっしやいませ」と声を上げていた。

子どもたちに障害者への理解を深めてもらうとともに、施設で働く障害者の工賃アップにもつなげようと、伊丹市社会福祉協議会や障害者支援の7事業所が実行委をつくり開いた。今回で5回目。

参加した子どもたちは、伊丹市内の授産施設など7事業所でアクセサリーなどの雑貨を手作り。障害者の活動などを体験しながら学んだ。

この日は、「いたみこどもいちば」と書かれたそろいの法被に身を包み、はちまきもして懸命に声を上げて買い物客に売り込んだ。生花のブーケを作り、販売していた伊丹市立有岡小5年、井上剛さん（10）は「買ってもらえるとうれしくなる。自分でブーケを作る作業も楽しかった」と話していた。【釣田祐喜】

障害者支援 国境なし…コスタリカ・団体に資金 西宮のNPO

読売新聞 2015年10月01日

販売されているコスタリカのコーヒー（西宮市で）

障害者の自立支援に取り組むNPO法人「メインストリーム協会」（西宮市）は、中米コスタリカで同様の活動を行う団体「モルフォ」を支援するため、同国産のコーヒーの販売を始めた。同協会では研修した人たちが結成した組織で、売り上げの一部などがモルフォの運営資金となる。同協会は「皆さんの飲むコーヒーが活動の支えとなる。ぜひ、ご協力を」としている。（藤本幸大）

同協会は毎年、海外から研修生を受け入れ、障害を持つ人たちをサポートする自立支援センターの運営や介助者の育成法などについて教えている。

これまでに、帰国した研修生たちが主となり、パキスタンやネパール、カンボジアなど8か国、地域で障害者自立支援センターができたという。

コスタリカでは、同協会では研修を受けた男女6人が中心となり、2012年、自立支援



センター「モルフォ」が設立された。協会によると、同国には障害者の介助に関する制度がないといい、モルフォは、▽介助関連の法制定に向けた政府との交渉▽国内各地で講演会活動——などを行っている。

しかし、十分な運営資金がなく、同協会からの経済的支援が必要な状態。そのため、現地のコーヒーを同協会が仕入れて日本で販売し、売り上げの一部などを資金に充てるようにした。

コーヒーは1袋(250グラム)税込み972円。酸味が少なく甘みがあるのが特徴で、同協会内で発売しているほか、電話でも注文を受け付けている。

同協会の廉田俊二理事長(54)は「障害があっても楽しく生きられる社会を目指す思いに国境はない。1杯のコーヒーで、その手助けをしてもらえたら」と話している。問い合わせ、注文は同協会(0798・66・5122)へ。

「わっとな」支えられ10周年 障害ある子の母らでつくる函館のNPO

北海道新聞 2015年10月1日

放課後の見守り事業で障害を持った子どもたちに勉強を教える「わっとな」のスタッフ



【函館】障害のある子どもを持つ母親らでつくるNPO法人「みんなのさぼーたー わっとな」(函館市富岡町2)が、母体のグループが生まれてから今年で10周年を迎えた。障害児の見守り事業や学童保育所の運営を行ってきた。関係者らは「普通の主婦が福祉関係者やサポーターに支えられてやってきた。あつというまの10年だった」と歩みを喜ぶ。

同法人は、障害児を持つ母親や地域サポーターらが2005年に集まってできた十数人のグループが母体。翌年、団体として正式に発足して事務所を構え、障害児見守り事業「フリースペースすきっぷ」や「余暇サポートちゃれんじ」をスタートした。

07年にはNPO資格を取得し、08年に亀田小内に障害児のための学童保育所「放課後児童クラブらるご」を開設。現在は市内3カ所で障害児のためのデイサービス事業も手掛ける。

会員は現在、自閉症やダウン症児の母親を中心に約70人。見守り事業やデイサービスでは、障害児たちが放課後に過ごす場所を提供し、自立につながるサポートを行っている。

代表の山口照美さん(43)は「10年前は、放課後に子どもが過ごせる場所は自宅しかなく、働くのを諦めていた母親が多かったが、今では選択肢が増えた。子どもたちには、いろいろな人に接することで豊かに育ててほしい」と話す。

4日には函館山山頂レストランで記念祝賀会を開く。副代表の吉原美奈さん(52)は「活動を通じ、私自身が多方面の人に出会えた。子どもだけでなく、私たちが豊かにさせてもらっている」と10年を振り返る。発足当初の子どもたちは10～20代になっており現在、大人向け施設開設の準備も進めている。(内田晶子)

障害者権利条例：つくばで勉強会 10日開催 /茨城

毎日新聞 2015年10月01日

障害当事者らでつくる「茨城に障害のある人の権利条例をつくる会」は10月10日午前10時半、つくば市研究学園のイーアスつくばで、「障害のある人もない人も共に歩み幸せに暮らすための県づくり条例(県障害者権利条例)」についての勉強会を開く。条例に基づき設置された専用相談窓口の活用法などについて学ぶ。

学習会は2部制。前半は、全国で初めて障害者差別を禁じる条例を成立させた千葉県で

の相談体制について、講演会を開催。後半は、来年施行の障害者差別解消法について学ぶとともに、参加者が体験した差別事例について、グループワークで語り合う。

資料代500円。問い合わせは、つくば自立生活センターほにゃら（029・859・0590）。【蒔田備憲】

排除なき社会へ：障害者差別の現場から／上 水戸の37歳男性、働きたいのに働けない／茨城

毎日新聞 2015年09月09日

◇通院や休憩、配慮なく

結婚をきっかけに、妻の実家のある茨城へ移り、新生活を始めた直後の発症だった。2013年2月、突然体がふらつき、一人で歩くことができなくなった。通院し、約1カ月の検査入院で運動機能などが低下する難病「多発性硬化症」と判明。治らない病気を告げられた。

水戸市の37歳男性。移住前に宅地建物取引の資格を取得し、不動産会社の内定も得ていた。不動産やブライダル関係の営業職で働いた経験があり、「結果を残せる」という自負はあった。入社を約1カ月間延期し、退院後、仕事を始めようとしたが、会社側から「本当に仕事をできるのか」と疑問を投げかけられた。

「仕事は可能」と書かれた医師の診断書を持参した。だが担当者の反応は冷淡だった。「うちの仕事はきついのよ」「車の運転中に事故を起こしたら責任をとれない」「治らないのなら、客の安全を確保できない」一。約1カ月間の交渉で、出勤を求められたことは一度もなかった。

「はっきりと『来なくていい』とは言わないんですよ。発症前は早く来てくれ、と求めてきたのに、手のひら返しです」。結局、一日も働かずに退社した。

ハローワークを通じて再就職を目指した。担当職員から「病気を言わない方が入りやすい」と助言を受け、別の会社には病気を隠して入社した。しかし、炎天下の草刈りなどの肉体労働を課されて体調を崩し、病名を申告。営業から配置転換で内勤になったが、手の震えがあるのにお茶出しを命じられたり、「そんなこともできないの」となじられたりした。周囲の理解を得られず、約4カ月で退職した。

「企業に属するのは難しい」と考えるようになった。常にある頭痛やけん怠感、疲労は周囲に伝わりづらい。「症状が出た時に休憩を取れる」「1日の勤務時間を短くする」「通院日を確保する」という配慮を求めても、理解を得られるとは思えない。働きたいのに働けない状況にもがき、「自分は必要とされていない」とすら感じる。

無職の今は、医療事務職の妻の収入に頼っている。インターネットで飲食品などを販売し数万円を得ているが、安定収入には、ほど遠い。障害者手帳の取得も検討したが、主治医から「今の症状では難しい」と言われ断念した。

来年施行の障害者差別解消法は障害を理由とした差別を禁じ、同年改正の障害者雇用促進法では、障害者が職場で働くための支障を取り除く措置（合理的配慮）を講じるよう求めている。「実施に伴う負担が過重でないとき」という「条件付き」ではあるものの、こうした法律に基づけば、男性を雇用した企業側は、勤務時間などについて必要な配慮を提供しなければならない。

難病患者の就労について研究している「障害者職業総合センター」の春名由一郎主任研究員は、「差別禁止は、就職時という入り口だけではない。体に無理なく働けることや、通院や休憩に配慮することが重要。障害者が孤立しないよう、支援態勢を充実させなければならない」と指摘する。

今年5月、第1子の長女が生まれた。赤ん坊を腕に抱き、先への不安をあらわにする。「病気になるって、社会に居場所がなくなった気がする。どうしたらいいかわからない。生きづらいです」

解消法に先行し、今年4月、障害者の差別を禁じる「障害のある人もない人も共に歩み

幸せに暮らすための茨城県づくり条例（県障害者権利条例）」が施行された。法整備が進み、「排除なき社会」は実現するのか。県内で障害を理由に差別を体験した人たちの思いを通し、課題と解決策を考えたい。【蒔田備憲】

■ことば ◇障害者差別解消法

国や地方自治体、民間企業が障害を理由とした差別をすることを禁止した法律。2013年に成立し、16年4月に施行される。障害を理由に、サービスの提供を拒否したり必要な配慮をしないことを差別と規定。同じ民間企業が繰り返し差別を行った場合、国は報告を求めたり、指導・勧告をしたりすることができる。障害者手帳を持たない人も対象になる。

排除なき社会へ：障害者差別の現場から／中 県央の中3女子、修学旅行「親の同行を」 ／茨城 毎日新聞 2015年09月10日

◇夜間対応、教委が難色

県央地域で暮らす中学3年の女子生徒（15）は今年5月、2泊3日で京都・奈良を訪れる修学旅行に参加した。京都のホテルに泊まった夜、付き添いの先生に注意されるまで、仲の良い友達と絵はがきを描いた。「やっぱり、楽しかったよねー」。気管を切開し、自力で飲み込めない唾液を吸い取るチューブを付けた生徒は、笑顔で振り返った。だが、旅行への参加は一筋縄では行かなかった。

生後間もなく異常が見つかり、「二分脊椎（せきつい）症」と診断された。運動機能に障害が出ただけでなく、自力呼吸が難しい症状も起こり、生後1カ月で人工呼吸器を装着。食べ物を飲み込めないため、1歳のころには胃に管を通して栄養を補給する「胃ろう」を付けた。24時間全介助とともに「たん」の吸引など、医療的行為を伴うケアを必要とする。

母親は「地域の学校で、多くの友達とふれあって過ごし、多くの刺激を得てほしい」と願い、地元の幼稚園、小学校、中学校に進学させてきた。現在通う中学校は、看護師資格のある支援員を2人配置。在校中に付き添い、たんの吸引も行う。こうした態勢に母親は満足してきた。

3年生になれば、修学旅行がある。県外での宿泊を伴う行事は初めてだ。「他の生徒と同じように、親の目を離れて友達と思い出を作ってほしい」と、毎月旅費を積み立ててきた。

しかし、教育委員会側は「支援員を同行させられない」との見解を示した。学校側に夜間のケアの経験がない▽支援員との契約時間が午前8時～午後5時の日中に限られている一ことが理由だ。

さらに「本人の命を守るためには親の同行が必要」と求めた。支援員を連れて行くなら「親の責任で」という立場で、旅費についても全て実費負担という原則論を提示した。

この対応に対し、障害者支援団体「茨城に障害のある人の権利条例をつくる会」は「障害のある子どもが行事に参加するための配慮を欠いている」として、「実費負担の強制は差別に当たる」などと指摘。4月、「障害のある人もない人も共に歩み幸せに暮らすための茨城県づくり条例（県障害者権利条例）」を基に設置された「障害者差別相談室」を通じて、母親とともに交渉を求めた。

その後、協議を重ね、母親は居住地の首長と面談。最終的には「政治判断」（関係者）で、教委側は支援員2人の配置と、同行する母親の旅費を負担することになった。

学校側の対応について、文部科学省特別支援教育課は「児童・生徒の安全確保を最優先する必要がある。宿泊を伴う行事は夜間の対応が難しく、学校側がどの程度の支援をするかは、地域の事情によって異なる。指針や方針は示していない」と説明。その上で「前例を踏襲して門前払いするのではなく、保護者と丁寧な協議をしてほしい」と求める。

障害児の親の付き添いに詳しい筑波技術大の一木玲子准教授は「障害のある子が普通に学校に通うための配慮については、行事への参加を含めて学校や社会が責任を負うべきだ。

にもかかわらず、保護者にその責任を負わせている。差別に当たり、学校や教育委員会の責任で、人と予算の配置をすることが必要だ」と指摘している。

母親は今、女子生徒を参加させて良かったと思っている。解せないのは、当初、支援員の同行を拒否され、さらに費用の全額負担を求められた点だ。「(私と) 同じように追加負担を求められ、断念した子もいるのではないか」と危惧する。

「障害があろうとなかろうと、同じように行事に参加できる権利を保障してほしい」。母親は強く願っている。【蒔田備憲】

■ことば ◇障害者差別相談室

県は「県障害者権利条例」の施行に合わせ、障害者の差別を専門とする相談室を水戸市千波町の県総合福祉会館に設置した。月曜～金曜の平日午前9時から午後4時まで受け付けている。相談員は常勤で、相談実務の経験や精神保健福祉士の有資格者ら3人。県障害福祉課によると、月10件ほどの相談が寄せられているという。

排除なき社会へ：障害者差別の現場から／下 牛久のグループホーム 情報公開で不安解消 /茨城 毎日新聞 2015年10月01日

◇開設巡り住民と「衝突」

牛久市の住宅街の一角にある2階建て民家。玄関を開けると、リビングから楽しげな会話が聞こえる。一見すると特徴のない住宅だが、表札に掲げられているのは「オリーブ」。障害のある人たちが支援を得ながら暮らすグループホームだ。

運営するのは、同市のNPO法人「おおぞら」。現在、知的障害者3人が暮らす。日中は作業所に通い、夜間は共に寝泊まりする職員の支援を得ながら生活している。

地域の清掃活動を住民と共に担ったり、「芋煮会」の行事に参加したりして、地域になじんでいる。だが開設を巡っては、一部の周辺住民との「衝突」があった。

2014年、所有者から建物を借り、県に手続きした直後、反対の意見が寄せられた。

当時の「東みどり野区」区長で、現市議の守屋常雄さんは「施設がどのような態勢なのか、どのような障害者が住むのかが分からず、住民の不安が大きかった」と振り返る。開設計画が浮上した直前、近隣で障害者による事件が偶然発生していたことも不安を助長したらしい。

誤解と偏見に基づく反応も、少なくなかった。「施設ができれば、地価が下がる」「安心して暮らせない」「近所に障害者が住んでいると、子どもがいじめられる」「怖くてノイローゼになる」。市役所などにも、抗議のメール、手紙、電話が寄せられた。

このため、守屋さんや同法人事務局長の秦靖枝さんらが中心となり、計3回の住民説明会を開催し、不安解消に努めた。当初は反対意見も多かったが、最終的には予定より1カ月遅れで開設できた。

障害当事者や支援者でつくる「日本グループホーム学会」の光増昌久代表によると、施設開所を巡る衝突は各地で今も発生している。光増代表は「反対の多くは障害者や施設への無理解、偏見に根幹がある」と指摘する。

説明会で秦さんが徹底したのは、情報公開だ。住民の不安や疑問点をすべて聞き取り、警察や学校にも相談しながら説明を重ねた。3回とも市役所職員にも出席してもらった。

さらに、運営方法を「フルオープン」にした。暮らす障害者のプロフィールや特徴を書面にまとめ、勤務する職員の人数や1日のスケジュールを公開した。「夜間に女性の職員が多いため、防犯上不安だ」という声が寄せられたため、男性を増員することにした。

秦さんは「大多数の人は、『なんとなく分からない』という不安から抵抗感を抱いている。『不気味だから』というような感情論の反対の声に対しては、正しい情報を届け、賛成してくれる人の声も紹介しながら、理解を広げていくしかない」と話す。

グループホームでは、家族を亡くすなど「居場所」を失った人も少なくない。その一人、「オリーブ」で暮らす男性(40)は「最高の場所ですよ」と話す。秦さんは「誰かを排

除するのではなく、誰もが安心して暮らせる地域にするために、お互いが理解しあえる関係にしたい」と話す。

来年4月施行の障害者差別解消法を巡り、衆参両院が行った付帯決議では、「グループホームやケアホームなど、障害関連施設の認可などに際して周辺住民の同意を求めないことを徹底するとともに、住民の理解を得るために積極的な啓発活動を行うこと」を国や自治体に要求している。光増代表は「グループホームが特別な場所ではないことを正しく理解してもらうことが必要だ」と訴える。【蒔田備憲】

■ことば ◇グループホーム

高齢者や障害者が職員の援助・介護を受けながら、10人以下の少人数で共同生活を行う住まいのこと。原則は個室があり、食堂などの共用部分がある。地域の中で自立した生活を送るための場所として位置づけられている。県障害福祉課によると、県内には障害者向けのグループホームが148カ所（定員2439人）あるという。

マイナンバー 病院・施設に戸惑い 患者らのカード届く 受理、引渡し対応は？

新潟日報 2015年10月1日

国民全員に12桁の番号を割り当てるマイナンバー制度で、10月から個人番号の通知カードが送られる。入院患者や施設入所者はカードが病院や施設に届くこともあり、個人情報扱うことになる施設からは「抵抗感がある」「どう対応すればいいのか」といった戸惑いの声が上がっている。

<対応マニュアル作成する動きも>

通知カードは10月5日時点で住民票に記載されている住所に、簡易書留で送付される。住民票を施設に移した入所者のカードは、いったん職員が受け取って渡すことになる。

燕市のつばめ福祉会では(1)カードの受け取り担当を決める(2)担当者が不在の場合は受け取らない(3)本人に手渡す際は複数の職員が立ち会う一などとするマニュアルを作成した。高橋是司専務理事(53)は「マイナンバーは最も大切な個人情報。いい加減な取り扱いはできない」と気を引き締める。

住民票を移していない場合でも、1人暮らしの長期入院・入所者は自宅で受け取れない恐れがあるため、市区町村に申請すれば病院・施設で受け取れる特例が設けられている。しかし、認知症などで十分な意思疎通ができない人に直接、渡していいのかという課題がある。

新潟市内のある病院は「病院でカードを管理するのは難しい。親族にすぐに取りに来てもらえればいいが」と不安を漏らす。

「病院が受け取ることに抵抗感がある」という同市内の別の病院は「カードが送られてきたときに患者が退院していたらどうすればいいのか」と困惑する。



子どもの行動障害リスク、受動喫煙で倍増 仏研究

時事通信 2015年10月1日

【パリAFP＝時事】妊娠中に喫煙していた母親の子どもや、喫煙者がいる家に生まれた子どもは、行動障害を発症する確率がほぼ2倍になるとの調査結果が29日、発表された。(写真は資料写真)

フランスの小学生約5200人を対象とした調査で、受動喫煙と、攻撃、反抗、うそや不正行為などのさまざまな問題行動との関連性が明らかになった。

研究を主導したフランス国立保健医学研究所(INSERM)のイザベラ・アンジ・メザノ氏は、AFPの取材に「妊娠中や出生後にたばこの煙にさらされることで、平均年齢

約10歳の小学生での行動障害の発症リスクが実質的に倍増する」と語った。

米科学誌「プロスワン」に先月掲載された研究論文によると、発達段階にある、特に生後数か月間の脳にニコチンが及ぼす毒性作用が原因である可能性があるという。

出生前後にたばこの煙にさらされた子どもの18%が行動障害を示したのに対し、非喫煙の家庭の子どもは9.7%だった。この事実により、発症リスクの増加が立証されたと研究チームは述べている。

今回の調査結果は、子どもの行動に関する評価や、1歳の誕生日までにたばこの煙にさらされたかどうかについて、保護者に記入させた質問表に基づくものだ。

さらに、研究チームの報告によると、胎内や生後の早い段階でニコチンにさらされた子どもは、不安に陥りがちになるなどの気分障害を発症するリスクが高くなるという。【翻訳編集AFPBBNews】[AFP=時事]

マイナンバー 交付円滑化の推進本部設置

NHKニュース 2015年10月1日

マイナンバーを通知するカードの発送が始まるのを前に、総務省は、カードの交付などの手続きを円滑に進めるための推進本部を新たに設置し、高市総務大臣は積極的な取り組みを指示しました。



日本に住む一人一人に割りふる12桁の番号に納税や社会保障などの個人情報をつなぎ合わせるマイナンバー制度では、今月5日以降、番号を通知するカードが簡易書留で順次発送され、来年1月以降、希望者に顔写真の入った「個人番号カード」が交付されます。

これを前に、総務省は1日、カードの交付などの手続きを円滑に進めるための推進本部を設置し、初会合を開きました。

この中で、高市総務大臣は「マイナンバー制度は、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平で公正な社会を実現する基盤となる制度だ。通知カードや個人番号カードの交付手続きなどが円滑に行われるよう、各局を挙げて積極的に取り組んでもらいたい」と述べました。

総務省は今後、カードの交付などの事務を担う各自治体に対し、個人の顔を識別するシステムを導入するなどして、交付時の本人確認を徹底することなど、適切な対応を取るよう求めることにしています。

赤い羽根募金始まる 那覇市で伝達式

琉球新報 2015年10月1日



赤い羽根を贈る那覇市キャンペーンレディー＝1日、那覇市久茂地

高齢者や障がい者、子どもの福祉向上などに活用する「赤い羽根共同募金運動」が1日、始まった。那覇市久茂地のパレットくもじイベント広場では「赤い羽根空の第一便伝達式」が開かれ、全日空の客室乗務員から厚生労働大臣メッセージが伝達された。

県内では昨年、1億8660万円が赤い羽根共同募金で集まった。2015年度目標は2億1334万8千円。県共同募金会の湧川昌秀会長は「市町村の共同募金員会と一丸となって活動を展開していきたい。県民各位の協力を心からお願いしたい」とあいさつした。

都内のバリアフリー情報網羅 東京都がサイトを10月開設 朝日新聞 2015年9月30日

東京都は、駅で階段を使わずに移動できるルートや障害者が使えるトイレの場所など都内のバリアフリー情報を集約したポータルサイトを立ち上げる。29日の都議会代表質問で梶原洋・福祉保健局長が明らかにした。

サイトは10月に立ち上げ、都内40区市が発信している情報のほか、鉄道会社や百貨店など600超の情報サイトも網羅する。「だれでもトイレ」「スロープ」など項目別に検索できる機能や、音声読み上げ機能も導入するという。

国保料88万円横領 大阪市元職員を告訴へ ytv ニュース 2015年10月1日

大阪市の元職員の男性が、市民から納付された国民健康保険料を着服していたとして、市は午後にも刑事告訴する方針だ。業務上横領の疑いがもたれているのは城東区役所窓口サービス課に勤務していた元係長の男性・59歳。告訴状などによると、この元係長は、ことし5月から8月にかけて、市民から納付された国民健康保険料およそ88万円を着服したとされている。元係長は大阪市の調査に対し、「自由に使えるお金が欲しくて手を出した」と事実を認めていて、先月、懲戒免職されている。着服した金はすでに全額が返済されているが、20回にわたり着服を重ねるなど悪質性が高いと判断、市では午後にも刑事告訴する方針。

【橋下新党会見】「おおさか維新の会」結成表明へ 大阪ダブル選の候補者もお披露目

産経新聞 2015年10月1日



「おおさか維新の会」の結成に動く橋下徹代表

地域政党「大阪維新の会」の橋下徹代表（大阪市長）は1日午後6時から、大阪市内のホテルで、国政政党「おおさか維新の会」の結成に向けた記者会見を開く。維新の党の電撃離党から1カ月余り。新党結成後、大阪府知事、大阪市長のダブル選挙（11月22日投開票）という新党の命運を左右する「政治決戦」を控えた今、橋下氏は何を語るのか。

橋下氏や松井一郎幹事長（府知事）が8月末に離党した維新の党に所属する大阪系の国会議員、大阪維新所属の地方議員を中心に全国に合流を呼びかける方針で、結党大会を10月24日開く予定にしている。ダブル選では、松井一郎氏（51）を府知事選（11月5日告示）に、元衆院議員の吉村洋文（ひろふみ）氏（40）を市長選（11月8日告示）に擁立することが決まっている。

新党について、橋下氏はこれまで、大阪維新の会合などで「国会議員と地方議員が対等に並ぶ、日本の政治史にない地方分権型の真の改革政党にする」などと語ってきた。新党の理念として、国からの上意下達によらず、地方が主体となって地域社会や経済を活性化させ、国会質問の起草に首長や地方議員が関わることなどを掲げる予定だ。

ダブル選の候補者に決まった松井、吉村両氏は会見で、5月の住民投票で反対多数となった看板施策「大阪都構想」の制度設計の練り直しとともに、橋下氏が府知事・市長として取り組んだ行財政改革をいっそう推進していく方針を説明する見通しだ。



月刊情報誌「太陽の子」、隔月本人新聞「青空新聞」、社内誌「つなぐちゃんベクトル」、ネット情報「たまにブログ」も
大阪市天王寺区生玉前町5-33 社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会 社会政策研究所発行